

南国市職員募集

令和5年10月1日採用

職種	受験資格	申込み期間
行政(Ⅰ)	平成5年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた方	5月17日(水) 9時から ▼ 6月5日(月) 17時まで
行政(Ⅱ)	昭和43年4月2日以降に生まれた方で、次の要件の内、(1)(2)のいずれかを満たし、かつ、(3)を満たす方 (1) 大学または大学院で考古学、歴史学、その他これらに類する学科等を専攻して卒業もしくは修了した方 (2) 埋蔵文化財発掘調査(整理・報告書作成を含む。)の経験が5年以上ある方 (3) 普通自動車の運転免許を持っている方または取得見込み※の方	
行政(Ⅲ)	昭和58年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた方で、申込み時点で障害の程度が1級から6級までの身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、活字文による出題に対応可能な方	
土木技師	昭和58年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた方	
保健師	昭和58年4月2日以降に生まれた方で、保健師の資格を持っている方(取得見込み※の方を含む。)	
保育士・幼稚園教諭	昭和63年4月2日以降に生まれた方で、保育士及び幼稚園教諭の資格を持っている方(取得見込み※の方を含む。)	

※「取得見込み」は令和5年9月30日までに当該資格などを有する見込みの場合が該当します。

■試験案内

南国市のホームページからダウンロードできます。受験資格などは試験案内でご確認ください。
市役所総合案内・総務課職員係でも配布しています。郵送での請求は、住所・氏名を記入し、140円切手を貼った返信用封筒(角2)を同封してください。

■試験内容(第1次試験)

第1次試験はWEB試験とご自身で質問に対する回答を録画し、投稿していただく録画動画面接を実施します。どちらも実施期間内のお好きな時間にパソコンまたはスマートフォンでインターネットを利用して受験できます。
詳細は試験案内でご確認ください。

試験案内をダウンロードする方はこちらから▼



■申込方法

南国市のホームページからインターネット申し込み

南国市役所 検索

■問い合わせ/総務課職員係 ☎088-880-6551

令和5年度 老朽住宅除却事業費補助金 のお知らせ

住宅課住宅係
空き家相談窓口

地震などの自然災害による被害および住宅の管理不全な状態による事故等の防止を図るため、老朽化した住宅(空き家)の除却に要する費用を補助します。

対象住宅の例



事業内容

○対象となる住宅

南国市内に存する住宅(空き家)で、次の条件を全て満たすもの

- (1) 災害時に避難路となる道路に隣接している
- (2) 昭和56年5月31日以前に建築された木造の住宅(空き家)である
※昭和56年6月1日以後に建築されたものでも、現に倒壊のおそれがあるものについては対象となります。
※炊事場、便所等が現存しない場合は、住宅として使用していたことの申立書を提出していただきます。
- (3) 倒壊または火災により、周囲の家屋または避難路などに被害を及ぼすおそれがある
- (4) 「住宅の老朽度の測定基準」による評点が100点以上である
※老朽度の判定にあたり、市職員が外観目視で事前調査を行いますので、「老朽住宅事前調査申請書」(住宅課窓口、郵送、市ホームページから入手可能)のご提出をお願いします。

○募集棟数 20棟 ※補助金申請受付期間内に提出された「老朽住宅事前調査申請書」の受付順で順位を決定します。

○申請期間 令和5年5月15日(月)8時30分～7月31日(月)17時まで

※郵送の場合は南国市住宅課に7月31日(月)17時必着
※申請に必要な書類一式すべての期間内提出が補助金交付の条件です。※募集棟数に達した場合、申請期間内でも受付終了となります。

○申請できる方 対象住宅の除却を行う個人または法人で、次の条件を全て満たす方

- (1) 対象住宅の所有者(登記事項証明書、固定資産家屋補充課税台帳などで所有権を証明できる方)
※本人がお亡くなりになっている場合は、相続人の方
※公的書類等で所有権の証明ができない場合は、所有者であることの申立書を提出していただきます。
- (2) 南国市税および高知県税の滞納がないこと

○補助対象となる工事 住宅の除却工事(解体・運搬・処分)費用のみが対象となります。

※家財、門、塀、立木などの除却処分費は対象となりません。道路に隣接するブロック塀の除却については、対応する補助金を別途用意しておりますので、ご相談ください。

○補助金額 ※925,000円を上限額とします。

「除却工事費の80%」または「1平方メートル当り限度額(『住宅局所管事業に係る標準建設費等について』に規定する額)×床面積の80%」のうち、いずれか少ない額【1,000円未満の端数切捨て】となります。

○注意事項

老朽の程度が低く、補助金の対象とならない住宅もありますので、**申請書一式を準備される前に必ず住宅課住宅係まで事前にご相談をお願いします。**

住宅または敷地に草木が繁茂していることにより老朽度の判定が行えない場合がありますので、事前調査までに草刈りをさせていただきますようお願いいたします。

■申込先・問い合わせ/住宅課住宅係 ☎088-880-6558

シャモ番長へ応援ありがとうございます!

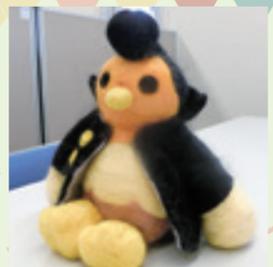
令和4年度にシャモ番長を応援する年賀状やぬいぐるみなどをいただきました。今後も市民の皆様にも愛されるようなPRキャラクターを目指して頑張っていきます!



200通を超える県内外からの年賀状



津野町の葉山小学校の4年生からいただいた手紙



大篠小学校の6年生からいただいたぬいぐるみ